

スペインにおける経済法

中 川 和 彦

一

田中誠二博士の「新版経済法概説」(昭四〇年)の「第一章 経済法の概念についての諸学説」をみると、「…スペインにおいては、ガリーゲスおよびポロによって研究が発表されている」とある(同書一ページ)。このわずかな紹介を別にする、スペインの経済法について、わが国ではふれているものがないように思われる。

ところで、スペインでは、その政治事情のため、統制経済が行なわれ、さらに、最近、独占禁止法(正確には「競争制限慣行に関する法律」⁽¹⁾)が制定されるなど、経済関係法規が多く制定されており、それらを包含する経済法の理論的研究の状態について関心がもたれていた。

そこで、いまだ資料が不十分ではあるが、スペインにおける経済法学の状況を紹介するとともに若干の考察を試みようと思う。

スペインにおける経済法

スペインにおける経済法

- (1) 同法の概要については、拙稿『スペイン競争制限慣行に関する法律』海外商事法務五五号（六七年一月）一〇ページ以下参照。

一

一 田中誠二博士は、前述のように、スペインの経済法学者としてガリーゲスおよびポロの二人の名をあげておられるが、この両名の他に、ウリーア、ヒロン・テーナなども知られている。⁽¹⁾ところが、これらの学者は本来は商法学者であって、商法学に関する多くの著作はある（筆者もその若干を入手している）が、これらの学者の経済法に関する業績は、筆者の知る限りにおいては必ずしも多くない。筆者の確認している範囲で紹介すれば次の通りである。

二 安东・ポロ (Antonio Polo Diez) は、バルセロナ大学の商法学講座の正教授 (Catedrático) で、四名の学者のうちでは、経済法の理論的研究をもっとも行って来た方の方である。⁽²⁾ 論稿として、未見であるが、次の二点があり、特に第二論文が屢々引用または紹介されている。⁽³⁾

El Profesor J. W. Hedemann, *Revista de Derecho Privado* (España), 1943.

El nuevo Derecho de la Economía. Su aparición, concepto y relaciones con el Derecho mercantil,

Revista de Derecho mercantil (España), 1946.

また、ポロは、最近「全五巻にわたる「商事法・経済法法令集」も編纂している。

Leyes Mercantiles y Económicas, 5 tomos, 1957, Madrid, Editorial Revista de Derecho Privado.

その第一巻の巻頭に、企業法、特に企業概念に関する六〇ページ余の論文を収録しているが、経済法概念についてはふれていない。同書の内容の概要を次に示そう。

第I巻 一九九七ページ

序説 ス페인法における商法の概念と諸問題

一八八五年商法典（第一条ないし第二四三条）

一九五一年株式会社法

一九五三年有限責任会社法

民法典の一部（債務および契約に関する第一〇八八条ないし第一三二四条）

一九一九年商業登記規則

会社関係特別法

第II巻 三〇二〇ページ

商法典（商事特殊契約、海商、支払停止・破産に関する

第二四四条ないし第九五五条）

第III巻 一八三三ページ

工業法・企業法

国益工業助成関係法令

国産工業保護関係法令

国内工業助成機関関係法令

ス페인における経済法

新規産業新設認可制度関係法令

工業所有権法（一九二九年法、その他）

工業所有権関係国際条約

工場用地賃貸関係法令

動産抵当法（一九五四年法）

仲立代理人に関する法令

為替・取引所代理人関係法令

仲立商関係法令

海事仲立人関係法令

保険代理人関係法令

旅行代理商関係法令

税関代理人関係法令

工業所有権代理人関係法令

取引所法

商品取引所関係法令

マドリッド商品取引所規則

ビルバオ取引所規則

スペインにおける経済法

バルセロナ取引所規則

通貨・外貨法

スペイン通貨制度関係法令

造幣局関係法令

外貨政策関係

銀行法

信用基本政策

銀行基本法

国立銀行制度関係法令

民間銀行制度関係法令

銀行交換所関係法令

バンコ・デ・エスパーニヤ関係法令

バンコ・イボテカリオ・デ・エスパーニヤ関係法令

バンコ・デ・クレデーイト・インドウストリアル関係

法令

バンコ・デ・クレデーイト・ロカール・デ・エスパー

ニヤ関係法令

バンコ・エステリオール・デ・エスパーニヤ関係法令

手形・小切手法

一九三〇年ジュネーヴ手形統一規約

一九三一年ジュネーヴ小切手統一規約

第IV卷 一六三二ページ

運輸法

鉄道・道路運送法（一九四一年法）

国有鉄道組織関係法令

保険法

支払停止・破産法

海運法

空運法

商事刑法

商を補助する制度

商工會議所関係法令

見本市・博覧会関係法令

第V卷 一三〇九ページ

総索引

三 次に、ガリーゲス (Joaquin Garrigues) およびウリア (Rodrigo Uria) は、ともに、マドリード大学

の商法学講座の正教授で、ともにスペインの現行一九五一年株式会社法の草案起草者であり、同法のコンメンタール⁽⁶⁾を共著しているのをはじめとして、商法学の著作が多い。しかし、経済法に関しては、その商法の概説書のなかでふれているとしても、研究書ならし論稿については寡聞にして知らない。⁽⁷⁾

四 ヒロン・テーナ (José Irón Tena) はヴァリヤドリド大学の商法学講座の正教授で、会社法関係の著作があり、そのなかで、これも未見であるが、次の書物が経済法にふれていると云われる。⁽⁸⁾

Introducción al derecho inglés de la economía de guerra, 1950.

五 外国の学者では、クーライマンやモッサの研究・論稿が翻訳されて、スペインの専門雑誌に掲載されている。⁽⁹⁾ たゞそれ

Hedemann, J. W., *El Derecho Económico. Revista de Derecho Privado*, Tomo 35 (1951).

Hedemann, J. W., *La Evolución del Derecho Económico, Revista de Derecho Privado*, Tomo 35 (1951).

Mossa, Lorenzo, *Derecho Mercantil y transformaciones del capitalismo, Revista de Derecho Privado*, 1933.

Mossa, Lorenzo, *Principios del Derecho Económico, Revista de Derecho Privado*, Tomo 21 (1934).

また、モッサは一九三三年、セントラル大学で経済法の特別講義も行ったことがある由である。⁽¹⁰⁾

六 この他、法学通論⁽¹¹⁾や商法の概説書⁽¹²⁾においては経済法が取上げられているが、法学辞典⁽¹³⁾にはいまだ経済法の項目は見られない。

スペインの商法の

- (1) Ulises Montoya Alberdi, *El Derecho Económico*, Lima, 1966. p. 110 の註釋に於て、著者は Beltran de Heredia 及び ロン・ホーテが述ぶ三つの種々のプロローゴ。en Santos Briz, *Derecho Económico y Derecho Civil*, 1963, pags. xviii y xix.
- (2) Montoya Alberdi, op. cit., p. 109.
- (3) Montoya Alberdi, op. cit., p. 115.
- (4) スペインの基本的法律文獻を紹介する左記の書物に於て、經濟法關係を擧げられたるもの及び、この中の第一論文の序言に於て。
Instituto de Derecho Comparado, *Bibliografía Jurídica Española*, 1954, Barcelona, p. 94.
- (5) Garrigues, Uria y otros, *Reforma de la Sociedad Anónima*, 3a ed., 1949 參照。
- (6) Garrigues y Uria, *Comentario a la Ley de Sociedades Anónimas*, 2 tomos, 2a ed., 1953.
- (7) Uria の概論の題意轉 *Derecho Mercantil*, 3a ed., 1962, p. 7 y sigtes. 此概論の撰述者の關係については、その序言に於て、著者は、
その序言に於て、著者は、
「Tres Conferencias en Italia sobre el Fuero del Trabajo, citado por Boix Raspall, en "Derecho Mercantil," en "Nueva Enciclopedia Jurídica," Tomo I, 1950, Barcelona, p. 703.
(8) 著者は、*Las Sociedades de Economía Mixta*, 1942; *Derecho de Sociedades Anónimas*, 1952; *Estudios de Derecho Mercantil*, 1955.
- (9) Montoya Alberti, op. cit., p. 15.
- (10) Montoya Alberti, op. cit., p. 114.
- (11) Boix Raspall, op. cit., p. 703, Nota 65; Santos Briz, op. cit., p. 80, Nota 78.

- (12) たんざい Pascual Marín Pérez, *Manual de Introducción a la Ciencia del Derecho*, 1959, Barcelona, p. 374
- (13) 注前掲のウリープやガリーダスの著書は別にして、たんざい Salvador Lopez Sanz, *Curso de Derecho Mercantil*, 2a ed., 1954, Madrid. p. 21 sgtes. じゆ 商法と経済法との関係に及れしる。
- (14) 手許に於て *Diccionario de Derecho Privado*, 2 tomos, reimpression 1961, Barcelona, には経済法の項目はなく、全巻一〇余巻にのほる(現在一二巻まで再行済) *Nuevo Enciclopedia Jurídica*, 1950~65, Barcelona, には商法の項目のなかで取上げられていることなきやう。

三

一 以上、スペインにおける経済法の理論的研究の現在までの状況を概観したが、発表されているものは大体において雑誌論文であって、単行書で目立つものはなく、その数も、商法学の論文数と比較しても非常に少ない⁽¹⁾。また、スペインでは経済法に関する総括的研究がなかったとも言われる⁽²⁾。この意味において、サントス・ブリスの次の著書は、この国の経済法の理論的研究に関する初の単行書であるように思われる⁽³⁾。

Santos Briz, Jaime, *Derecho Económico y Derecho Civil*, Prólogo del Prof. José Beltrán de Heredia, 1963, Madrid, Editorial Revista de Derecho Privado, 282 págs.

サントス・ブリスは一時教職(助教)に就いていたこともあるが、現職は裁判官(magistrado)のようだが職務のかたわら、民法の研究に従事しており、またドイツに留学して、ヘーデマンやラレンツの指導も受けていた⁽⁴⁾。

スペインにおける経済法

次に、サントス・ブリスが経済法をどのように考えているか、その所説を概説する。

その前に、サントス・ブリスの著書の目次の大要を示しておこう。

序文 ホセ・ベルトラン・デ・エレディア（サラマンカ大

学教授）

自序

第一章 経済法。その起源、発展および分化

1 経済法の起源

2 経済および経済法に対する国家の干渉

3 経済法の概念と特色

4 経済法と私法の変遷

5 経済法の分類、その方法

6 経済法の分化

第二章 契約法といわゆる経済法

1 古典的契約説

二 一九世紀にいわゆる古典的すなわち自由主義的市場経済 (economía de mercado clásica o liberal) が出現した。この市場の競争力は既存の調和（アダム・スミスの見えない手）に従って調整されるのであり、国家の干渉を要しなかった。国家に許されたのは、契約の自由、所有権、相続権の保証、貨幣・通貨制度、財交換の前提としての度量衡などの経済過程のための基本的法秩序の創設であった。⁽⁶⁾

2 契約に対する国家の干渉

3 意思の自主性への制限が生じている新種の契約の分類

類

4 契約債務の効果

5 マルクス主義の契約体系

6 契約における民法の衰退

7 西欧の契約体系

8 スペイン法

9 結論

第三章 普通取引約款。民法に対する経済の影響の効果

第四章 物権法、とくに所有権に対する経済法の影響

第五章 家族法および相続法に対する近代経済法の影響

ところが、自由経済の発展に沿うて多くの困難、すなわち、富の分配の不平等、経済恐慌、戦争が生じた。これらの障害は将来に対する不安と恐怖を生ぜしめ、自由主義放棄の原因となった。そして、第一九世紀末には、資本主義経済の高度化にともない、カルテルなどの企業集中の現象がみられるともた、他方、普通取引約款が広く使用されるにいたったが、国家は経済の動きの枠外にあった。国が経済組織に干渉を始めたのは、一九一四年から八年の第一次世界大戦時の最高価格制、配給制度などからである。さらに、第二次世界大戦以降、世界は、大ざっぱに言つて、西欧民主主義体制とマルクス社会主義体制に二分された。両者は、立場は違うものの、自由主義の欠陥に対する反応とすることができる。ところで、忘れてならないのは、一方において自由主義に対し、他方においてマルクス社会主義に反撥する、カトリック社会主義の体制であつて、スペインはこの第三の体制の立場に立つのである。⁽⁷⁾

大要、以上のように、経済法発生の事情を述べて、さらに、スペインが現在とる経済体制の性格をカトリック社会主義と定義つける。⁽⁸⁾これを前提として、サントス・ブリスは経済法概念を検討する。

三 以上の記述に示すように、サントス・ブリスは経済生活への干渉を中心として、経済法の生成を考えているものようである。

ところが、この経済に対する国家の干渉のスペインにおける現状はどのようなものであるか。経済法概念に入る前にこの問題を検討してみよう。サントス・ブリスによれば次のようである。⁽⁹⁾

基本的には、前述したように、スペインはカトリック社会主義 (Catholicismo social) をとっており (たとえば、労働法典 Fuero del Trabajo や一九五八年三月一七日法)、「国は、国民の経済生活の豊かな源泉として私的創

スペインにおける経済法

意を認める。しかし、この創意は国の行動により促進、誘導かつ補足されなければならない。すなわち、国は企業者 *empresario* でないけれども、私的創意が欠ける、または国の上級利益が要求するとき、企業者となる⁽¹⁰⁾。

これを具体的に示せば、

a、国民利益に関する産業の設置と保護。一九三九年一月二四日付法律⁽¹¹⁾によれば、「防衛または国民経済の必要が、スペイン国内にある産業の設置をすすめる、かつ、その開設のために私的創意の促進が必要となるとき、国民利益に関するものと宣言することができる」(第一条)。産業の開設と運営における利権と引換えに、国家の干渉が設定されるが、企業が利益を放棄して、国家の干渉を免れてもよい。または、一定価格で少なくとも一定量の製品を国民の消費用に提供することを課することもできる。一九四〇年二月一日付命令は審理手続を規定し、国民利益に関する産業への利権譲許も定める(強制収用、税の減免、関税の軽減、製品の国民消費への提供)。

b、産業の規制と防衛。一九三九年一月二四日付法律は産業への国家の干渉を規定する。同法第四条に、その干渉が次のように規定されている。

(1) 所管省の同意決定なしに、新規産業を設置すること、および既存産業を譲渡または拡張することができない。

(2) 国は、必要な場合、生産・収益の条件および工業製品の規格規準を定め、国内工場の製品にスペイン製品の表示を義務づける。

(3) 外国の競争者がなく、恒久的または一時的の理由により、スペイン製品につき国内市場に真の独占が造りだされたとき、国は一定の商品の販売条件を課する。

- (4) 政府による企業の帳簿類の検査
- (5) 国家経済の諸問題の調査、研究および決定のために、官公庁に資料を提出する義務。
- (6) 譲許の後の公役務の提供。
- (7) 国民経済に関する産業におけるスペイン人の技術指導を要請する。
- (8) 個人の創意の補償。

(9) 経済利益または国の防衛上必要なとき、企業を没収すること。

c、新規産業の設置と既存産業の拡張。一九三九年九月八日付命令は、所轄省の認可を受けるに必要な手続を定める。

d、貿易における干渉。外国製品の輸入許可申請手続は一九四四年三月二〇日付指令に、国産品の輸出許可申請手続は一九四一年四月二四日付命令に規定する。

e、配給制度。一九四一年六月二四日付法律¹⁵⁾、一九四〇年九月三〇日付法律¹⁶⁾は、それぞれ配給・統制を所管する官公庁の設置などを規定している。

f、スペイン経済の安定。一九五九年七月二一日付法律命令により経済安定計画 (Plan de Estabilización) が実施され、一九六二年一月二三日付命令により、不適當な統制と干渉が廃止されている。

四 サントス・ブリスは、経済法概念につきドイツで唱えられていた学説を次のように批判する。¹⁷⁾

まず、ヌスバウムの集成説 *Sammlungstheorie* を、これによれば「経済法に関する有用な理論的概念を得ることができるとか、非常に疑わしい」と却け、¹⁸⁾次に、経済法と組織経済に関する法とする学説に対しては、「経

済の組織により理解さるべきものにつき一致はなく、また、近代経済法に帰属すべき所有権、契約、営業、労働および競争の自由または制限は、この説によれば経済法に包含されないことになる、と批判する。¹⁴⁵

国家による経済指導を経済法の中心概念とする説(ベーム、バラシュテット)は支配的であるとし、この指導は「一九五〇年以降、大部分の国において絶対的ではなくなっているとしても」「個人の意思とその創意に基づいて発展した経済私法(Derecho privado económico)が一般に影響していることが認められている」と。¹⁴⁶

経済法を企業法と理解する説には、「企業者の概念は経済法の対象をすべて網羅するものではない」と反論し、最後に、世界観説¹⁴⁷と経済法の概念づけを放棄する説を紹介する。¹⁴⁸かくの如く各説を検討した後、自己の見解を次のように示す。

「……経済法は、共同経済と並んで、私経済の重要な規制を含めて定義されなければならない。こうすると、近代経済法は、一般私法または経済特別法のいずれに含まれるとを問わず、経済関係の規制に関する規範全体を包含する、ということができる(フーパー)。このようにして、売買、賃貸借、債権、債権取引、役務契約、損害賠償、所有権に関する民法も、経済事実や現象に適用される限り、経済法の一部となる。商取引、為替手形、特許権、著作権、または会社に関するものも同じである。この意味では、経済法は、予測できるすべての法律制度に存することになる。¹⁴⁹」他方、経済法は近代経済の他に特に近代工業制度も包含する。すなわち、高度に工業化された経済を基盤に展開する経済特別法は、技術化かつ合理化されている集団社会(mundo de masas)に発生する、社会・経済秩序の危機と矛盾に関する問題に限定される。経済法は、自由市場経済と自由経済制度にその基礎を有するのであるが、しかし、社会と経済の変遷にせまられて、個人の自由と共同の約束との間の限界に関する

る、種々の社会・政治制度によって、今もなお、論議または不一致の状態にある。この観点からすれば、経済法は、一八七〇年代後半に始り、第一次大戦の開戦を発展し、いまだ最終段階に達していない危機と矛盾の時代と対応している。」²⁹と。

五 いずれにせよ、「経済法は、その他の法律部門のように、法規範において固定した地位を有しない。何故ならば、その複雑さと広く分散していることの故に、独立の素材として限定することができないからである」。そして、ある法規が経済法に入るか否かは、経済法の特色により判定するほかはないであろう、とサントス・ブリスはいう。³⁰

それでは、経済法の特色としてどのようなものがあるのか。サントス・ブリスの説くところによれば次の通りである。³¹

- (1) 関係法律が多いこと。
 - (2) 立法が過多である結果、経済問題の規制が不安定、かつ法の理念との調和を維持することが困難であること。
 - (3) 経済法に個別的かつ具体的の傾向があること。
 - (4) 倫理的内容を伴わない法であること。
 - (5) 法律の内容が複雑であり、法律の参照にあたって、専門知識を必要とすること。
 - (6) 正常な経済生活からの逸脱、混乱、危機などの規制を目的とすること。
- 五 サントス・ブリスは経済法を次の二篇より構成する。

スペインにおける経済法

経済法総論 parte general del Derecho económico

経済法各論 parte especial del D. e.

(1) 総論には次のような内容が含まれる。⁸⁸⁾

まず、序章には、構成の基礎としての経済秩序と法秩序に関する一般研究が示され、それから導き出される成果が経済法の観念および本質を明らかにする。

たとえば、市場経済。市場経済を担保し、市場経済内を調和させるべき諸々の自由を憲法上保証することを必要としている。

次に、総論には、経済法の法源と一般原則が含まれる、という。経済法の特殊性を考えると、これらの問題に特別の考慮が払われなければならないからである。

さらに、競争の規制、所有権および契約の規制、通貨に関する一般方針、価格政策、商法・税法・外貨法との関係なども経済法総論に含まれるという。

競争の規制とは、違法な競争の抑圧、競争の限度の指示、売買割当および価格に関する規制などである。

所有権および契約の規制は経済秩序の影響を考慮してなされるべきである。自由秩序の諸国も、より大きな自由を回復するために、干渉強化の制度に移行している。たとえば、農地・宅地の賃貸借における制限、賃貸期間の延長、法定禁止、開拓法、所有権の社会化を示す法令、企業労働者の共同決定権などがあげられる。

(2) 経済法各論では、経済の各部門に関する経済法の特徴を考察する。⁸⁹⁾ サントス・ブリスによれば、各論の考察は帰納的方法により展開されるのであって、一方において農業・配給法があり、他方に工業経済法があるが、

經濟の展開をよりよく理解するためには、特別の扱いによって、産業各部門を明らかにしなければならず、このため、生産から消費まで、經濟の各段階の叙述を必要とする、という。

農業法。その内容は次の通り。

(a) 食糧用農産物の生産と配給の法規制。

(b) 開墾の確保を目的とする強制手段。

(c) 農業開発の形による国の干渉手段。この点、開拓法と農地改革法が不動産所有権に主として影響するので、干渉は不可避である。

(d) 農業用不動産の生前および死因譲渡。

工業經濟法 (Derecho de la economía industrial)

工業經濟法は生産規制の真のテコ (planca) であって、国の干渉および展開の基本とみなされるべきである。

この部門は經濟法的視点から、特別の表明を要する。

なお、輸出入およびその規制もこの部門で考察されなければならない。

銀行法。

サントス・ブリスは銀行部門については、組織的観点から、工業經濟部門の観点から、および機能的観点からの考察を提唱し、手形小切手法、有価証券法および取引所法も經濟法の研究対象に包含されるといふ。

運輸法。

これも重要な部門である、という。

スペインにおける經濟法

スペインにおける経済法

- (1) 同じスペイン語国のブルゼンチンにおける経済法の文献の方がむしろ多い。その詳細は引続き執筆予定の「ラテン・アメリカにおける経済法」を参照せよ。
- (2) Beltrán de Heredia, op. cit., p. xix.
- (3) たぐやせ²⁴ Tomás Ogayar y Ayllón の書誌を参照せよ。 *Revista General de Legislación y Jurisprudencia*, 2a época, Tomo XLVII (1963), pp. 371~2.
- (4) Beltrán de Heredia, op. cit., pp. XVII y XVIII.
なお、サントス・プリスには次の著書がある。
Derecho de Daños,
Código Civil. Concordancias, Doctrina y Jurisprudencia al día, 1965, Madrid, xix+1083p.
Leyes Civiles Especiales, 1964, Madrid, 876p.
- (5) この事情のためか、サントス・プリスは、ドイツの代表的文献を大体参照しているようである。次にその名前を列挙しよう。これに就いて、フランスからはリベールの名があげられているにすぎない。
Strauss, Hedemann, Samsom, Krause, Hamann, Steiniger, Huber, Nussbaum, Eichler, Müller-Arnack, H. Goldschmidt, Erler, Kaakel, Böhm, Ballerstedt, Rumpf, Geiler, Schönfeld, Klausung, Lindemann, Nipperdey, Schmidt, Klaus Gentzcke.
- (6) Santos Briz, op. cit., pp. 2~3.
- (7) Santos Briz, op. cit., pp. 4~6.
- (8) カトリック社会主義は、カトリック教会が定める社会経済教理(たとえば、回勅マーテル・エト・マジストラ、パーチェム・イン・テリスなどに示されている)に基づいてるのであり、サントス・プリスは、経済および社会権につ

いて、次のように要約する。

- a 神に対する人間の内的の反逆を意味するので、自由主義の形式は全面的に拒否される（レオ一三世の回勅リベルタス・プラエスタンティシム参照）
- b 社会主義とカトリシズムの間に絶対的の矛盾がある。经济社会秩序は社会正義、キリスト的仁愛および健全な協調組合主義（corporativismo）の原則に基づかなければならない。（ピオ一一世の回勅ディヴィニ・レデムトリス、ヨハネス二三世の回勅バーチェム・イム・テリス参照）
- c 近代国家の役割は公共善の実現であるので、経済の世界から無縁であることはできない。
- d 自己の生存のために物的財を使用する人間の権利は経済的内容の他の権利よりも優先する。人としての尊厳は、肉体にも精神にも恥辱をうけてはならない。したがって、労働およびその報酬を市場の法則の機械的作用のままにおくことは許されなう。
- e 私有財産制は自然権であつて、国はこれを廃止できなう。

Santos Briz, op. cit., pp. 11~15.

⑧ Santos Briz, op. cit., pp. 27~31.

⑨ Santos Briz, op. cit., pp. 27~28.

⑩ 同法の全文は Polo, *Leyes Mercantiles y Economicas*, Tomo III, に収録してある。

⑪ 同命令は全文 Polo, *Leyes*, Tomo III に収録してある。

⑫ 同法の全文は Polo, *Leyes*, Tomo III に収録してある。

⑬ 同命令の全文は Polo, *Leyes*, Tomo III に収録してある。

⑭ 同法の全文は Polo, *Leyes*, Tomo IV に収録してある。

スペインにおける経済法

スペインにおける経済法

- ⑨ 同様の全文は Polo, *Leyes*, Tomo IV に収録してある。
- ⑩ Santos Briz, op. cit., pp. 31~42.
- ⑪ Santos Briz, op. cit., pp. 32~34.
- ⑫ Santos Briz, op. cit., pp. 34~35.
- ⑬ Santos Briz, op. cit., pp. 36~37.
- ⑭ Santos Briz, op. cit., pp. 35~36.
- ⑮ Santos Briz, op. cit., pp. 37~38. なお、サンヤンス・プリスは、世界観説を *teoría filosófica o conceptual filosófica* (「*同訳* *チキニダ*、*哲学* *的* *説* *または* *哲学* *観* *的* *説* *」*) と呼んでゐる。
- ⑯ Santos Briz, op. cit., pp. 39~40.
- ⑰ Santos Briz, op. cit., p. 40.
- ⑱ Santos Briz, op. cit., p. 41.
- ⑲ Santos Briz, op. cit., p. 64.
- ⑳ Santos Briz, op. cit., pp. 42~50.
- ㉑ Santos Briz, op. cit., pp. 67~71.
- ㉒ Santos Briz, op. cit., pp. 71~77.

四

以上、プリスの見解をやや詳しく紹介した。次に、要約とともに若干の私見を加えよう。

一 スペインにおいて、経済法の理論的研究は、従来、ポロが主として行っていたが、近時、サントス・ブリスがこれに加った。その学問上の影響は、主として、ドイツの学説から受けており、この点、わが国の事情と同様である。

二 一九六六年に刊行された、ペルーのモントヤ・アルベルティ氏の著書には、ポロなどと並んで、早くも、サントス・ブリスの学説が引用されているように、同じスペイン語を国語とする諸国に対するスペイン経済法学の影響は小さくない。

三 サントス・ブリスの見解は、なるほど一つの視座から経済法を考察せんとするものであるが、結果において、経済法概念の統一的把握に到達しているであろうか。「経済法を経済関係の規制に関する規範である」とはいうものの、「経済法は、その他の法律部門のように、法規範において固定した地位を有しない」。「ある法規が経済法に含まれるか否かは、経済法の特徴により判定する他はない」といい、また、経済法は、予測できるすべての法律制度に存する、と言っており、否定的に解せざるを得ない。

四 経済法学の体系的構成につき、サントス・ブリスは、経済法を総論と各論とに二分する。そして、各論の内容を経済の各部門に対応させて細分する。その内容が詳細に展開されていないので、その是非について批判はさけるが、一つの試みである。

五 わが国では、独占禁止法が経済法の中心ないし重点と考えられているようであるが、サントス・ブリスは、競争制限慣行に関する法律の制定前に脱稿したためであろうか、まだ独占禁止法にふれていない。この点に対するスペインの経済法学者の見解、また、ドイツの学説の摂取の状況など、スペインにおける経済法学の動き

スペインにおける経済法
に引き続き注目したい。